



こどもエコすまい支援事業

交付申請等の要件について

(完了報告の手引き)

補助
対象事業 **A**

注文住宅の新築

2023年6月23日版

こどもエコすまい支援事業事務局



ホームページ

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>

住宅省エネ2023キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口



お問い合わせ窓口

(IP電話等からのお問い合わせ先)

0570-200-594 045-330-1340

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

※通話料がかかります。

※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

第1章 完了報告方法 3

1-1	手続きフロー	4
1-2	入居	4
1-3	補助金の交付	5
1-4	完了報告	6
1-5	交付申請の取り下げ	6
1-6	書類の保管	8

第2章 添付書類の詳細 9

第3章 更新履歴 13



こどもエコすまい
支援事業

補助
対象事業

A

注文住宅の新築

第1章

完了報告方法

1-1 手続きフロー

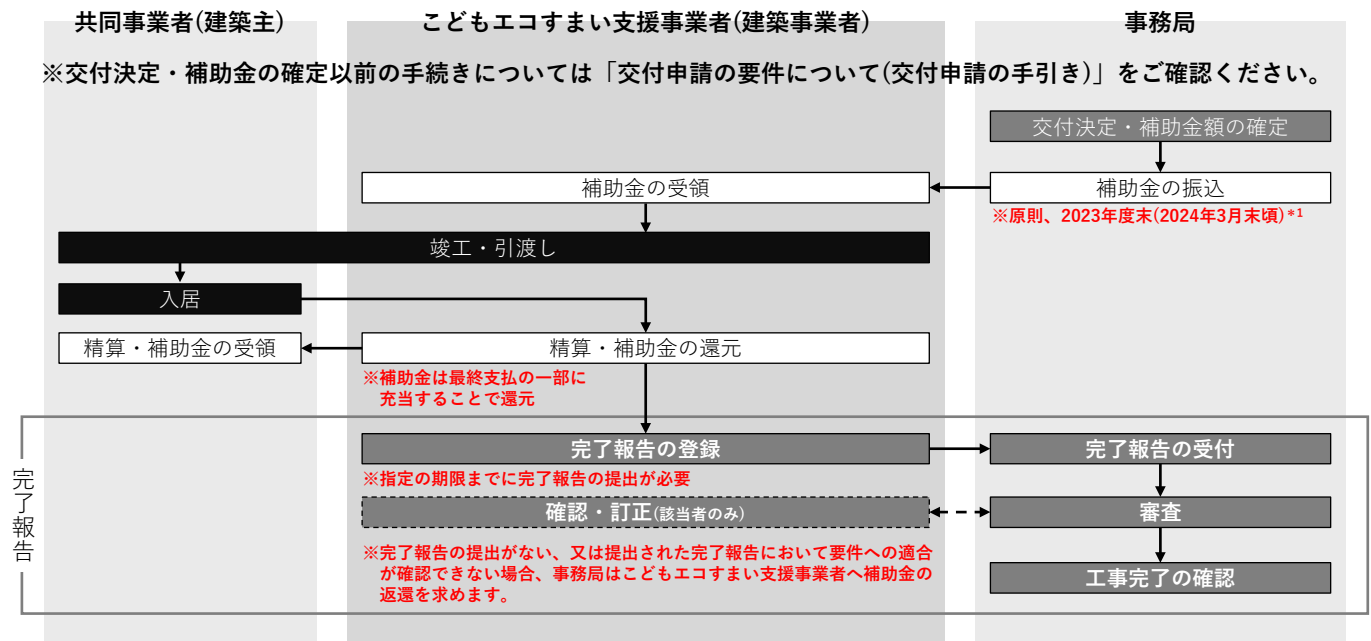
交付決定以降から完了報告終了までの手続きは以下のとおりです。

本手引きでは完了報告の手続きについて解説を行います。

交付決定までの手続きについては、各申請タイプ毎に「交付申請の要件について(交付申請の手引き)」をご確認ください。

【例：2024年度以降に工事が完了し、完了報告を行う場合】

摘要： 対象住宅 本事業の専用ポータル内 ポータル外



1-2 入居

本事業は建築主が自ら居住する住宅を補助対象としており、建築主が居住していることを確認するため、対象住宅の住所が居住地として記載された住民票の写しの提出が必要です。

【補 足】

□ 共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について

以下のいずれかに該当する場合、完了報告にて共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票(世帯票等)の写しの提出を求めます。

◆交付申請時、建築主と子又は配偶者の同居が確認できない場合

◆建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する住民票(世帯票等)の写しで同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求めることがあります。

□ 単身赴任等について

単身赴任等やむを得ない事由により要件を満たす建築主又は家族や親族が対象住宅に入居(同居)できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができます。

当該事由が該当する場合は、予め事務局へご連絡ください。

*1 工事が完了し、年度末以前に完了報告の提出を行う場合、当該完了報告の審査完了後に振込を行います。

1-3 補助金の交付

事務局は、交付決定を行った補助事業について、以下の時期のいずれか早い時期に、こどもエコすまい支援事業者である建築事業者の指定口座に振込を行います。

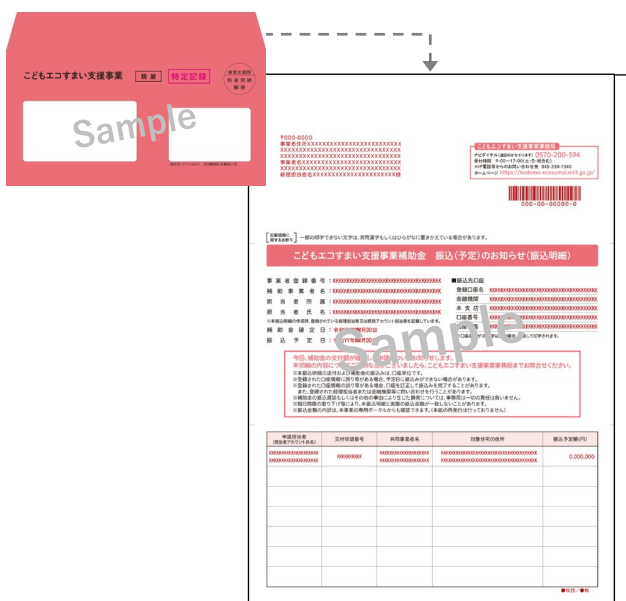
いずれか早い方	2023年度末 (2024年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元することとなり、それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。
	完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末支払い予定)	

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。

※統括アカウントの利用者又は口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細を郵送します。
※建築主に対しても交付確定額と振込日を通知する書類を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》

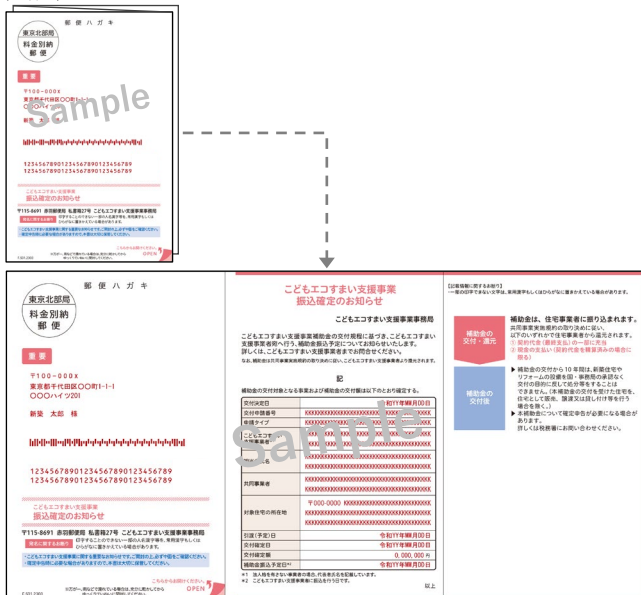
※統括アカウント利用者又は経理担当者宛



《振込確定のお知らせのイメージ》

※共同事業者(建築主)宛

(圧着式)



【補 足】

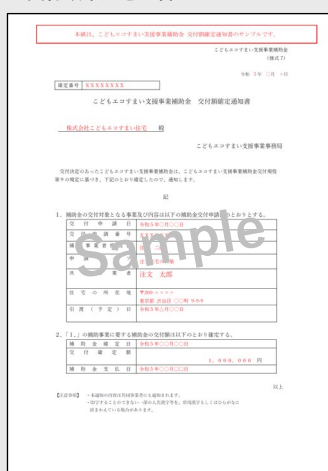
□ 保管用の書類について

振込(予定)のお知らせ(振込明細)の作成と同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)(様式6)』及び『交付額確定通知書(様式7)』が作成され、これらの書類は本事業の専用ポータルからダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》



《交付額確定通知書のイメージ》



1-4 完了報告

新築住宅の引渡し・入居後、速やかに完了報告を行ってください。

① 完了報告の期間

- ◆戸建住宅 交付決定～2024年7月31日
- ◆共同住宅等で階数^{*1}が10以下 交付決定～2025年4月30日
- ◆共同住宅等で階数^{*1}が11以上 交付決定～2026年2月28日

② 完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名	参照ページ
建築基準法に基づく検査済証	P10
住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)	P11
(共同住宅のみ)不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本	P12

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

③ 完了報告方法

本事業の専用ポータル上にて手続きを行ってください。
※建築主の方が、自身で申請手続きを行うことはできません。

④ 注意事項

完了報告の登録がない、登録された完了報告で要件が確認できない、交付申請時に付された条件が満たされていない場合、事務局は交付決定の取り消しを行います。

既に補助金が交付されている場合、事務局はこどもエコすまい支援事業者である建築事業者に補助金の返還を求めます。

1-5 交付申請の取り下げ

交付決定後、何らかの事情により必要となる場合には交付申請の取り下げを申告できます。

取り下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取り下げ申請書(様式8)』を提出してください。

また、補助金の交付(振込み)までに、補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、速やかに交付申請の取り下げを行ってください。

《取り下げ申請書のイメージ》

【補 足】

- 交付申請の取り下げを行う場合は、予め事務局に相談してください。事務局からの指示無く、取り下げ申請書を提出された場合は受理されません。

*1 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

【補 足】

□ 補助金の併用について

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

《代表的な補助制度との併用の取り扱い》

補助制度		併用可否※
こどもみらい住宅支援事業	新築	×
	リフォーム	—
地域型住宅グリーン化事業	新築	× ¹
サステナブル建築物等先導事業	新築	×
	リフォーム	△
市街地再開発事業への補助	新築	△
LCCM 住宅整備推進事業	新築	×
長期優良住宅化リフォーム推進事業	リフォーム	△
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	リフォーム	×
CEV補助金(V2H充放電設備)	V2H充放電設備	○
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	新築	×
次世代省エネ建材支援事業	リフォーム	—
超高層ZEH-M実証実験	新築	×
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 (既存戸建住宅の断熱リフォーム支援事業含む)	新築	×
	リフォーム	—
集合住宅の省 CO2 化促進事業 (既存集合住宅の断熱リフォーム支援事業含む)	新築	×
	リフォーム	—
外構部の木質化対策支援事業	新築	○
	リフォーム	—
JAS 構造材実証支援事業	新築	×
	リフォーム	—
住まいの復興給付金	新築	○
	リフォーム	○

※ △：工事請負契約が別である場合は併用可。

×¹：「こどもエコ活用タイプ」を用いる場合は併用にあたりません。

1-6 書類の保管

こどもエコすまい支援事業者である建築事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。)

順番	書類名		
1	様式2	交付申請書	※手続きの進捗に応じて 本事業の専用ポータルから ダウンロードできます。
2	様式5	交付決定通知書*1	
3	様式6	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式7	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の提出書類	共同事業実施規約	
6		工事請負契約書	
7		建築基準法に基づく確認済証	
8		工事出来高確認書	
9		共同事業者の同居が確認できる住民票	
10		住宅の性能を証明する住宅証明書等	
11		その他、交付申請時に提出を求められた書類	
12	完了報告の提出書類	建築基準法に基づく検査済証	
13		共同事業者の新築住宅への入居が確認できる住民票	
14		その他、完了報告時に提出を求められた書類	

*1 本補助金の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配布してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません。)



こどもエコすまい
支援事業

補助
対象事業 **A**

注文住宅の新築

第2章

添付書類の詳細

提出書類一覧

	書類名	スキャン	参照 ページ
①	建築基準法に基づく検査済証	白黒可	P10
②	住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)	白黒可	P11
③	《共同住宅のみ》不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本	白黒可	P12

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

【補 足】

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください。)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)
- ◆文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)
- ◆添付タイプごとに保存してください。(「検査済証」と「住民票の写し」を1つのPDFで保存することは不可)

② 住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)

白黒可

入手 建築主(共同事業者)

世帯主		住所	
氏名	住身 太郎	氏名	住身 太郎
生年月日	平成10年10月10日	生年月日	平成10年10月10日
性別	男	性別	男
婚姻状況	既婚	婚姻状況	既婚
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇	本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇
世帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	世帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
確定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	確定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
届出年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	届出年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
氏名	住身 春子	氏名	住身 春子
生年月日	平成10年10月10日	生年月日	平成10年10月10日
性別	女	性別	女
婚姻状況	既婚	婚姻状況	既婚
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇	本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇
世帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	世帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
確定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	確定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
届出年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	届出年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
氏名	住身 一郎	氏名	住身 一郎
生年月日	平成10年10月10日	生年月日	平成10年10月10日
性別	男	性別	男
婚姻状況	既婚	婚姻状況	既婚
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇	本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇
世帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	世帯番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
確定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	確定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
届出年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	届出年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「住所」が新築した住宅の所在地と一致すること
 - ② 建築主(共同事業者【乙】)の「氏名」があること
- 《交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合》
- ③ 世帯内に「生年月日」が2004年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1982年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること
- ※2023年3月31日までに建築着工するものについては、「生年月日」が2003年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1981年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること

【補 足】

□ 住民票の記載内容について

市区町村の窓口にて以下の内容で発行を依頼してください。

- ① マイナンバー記載なし(記載があるものは受理できません)
- ② 本籍記載なし

交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合に提出する住民票(世帯票等)の写しは、上記に加えて以下の記載が必要です。

- ③ 世帯全員分
- ④ 続柄記載あり

なお、提出する住民票の写しは、個票でも構いません。それぞれの住民票の写しに記載された住所により同居を確認します。

□ 共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について

以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票(世帯票等)の写しの提出を求めます。

- ・ 交付申請時、建築主と子又は配偶者の同居が確認できない場合
- ・ 建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する住民票(世帯票等)の写しで同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求めることがあります。

C <<共同住宅のみ>> 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

白黒可

入手 建築主(共同事業者)

○●●●市○町○丁目0-0 全部事項証明書 (建物)			
所有部分の登記番号 00000 < 00000 00000 00000 00000 < 00000 00000 < 00000 00000 00000 00000 < 00000 00000 < 00000 00000 00000 00000 < 00000			
登記部 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0		登記部 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0 ○●●●市○町○丁目0-0	
建築主(共有部分の権利者) 住所(住所) 氏名(氏名) 住所(住所) 氏名(氏名) ○●●●市○町○丁目0-0			
用途(用途) ○●●●市○町○丁目0-0			
権利関係(権利関係) 登記部(登記部) 登記日(登記日) 登記番号(登記番号) 権利者(権利者) 登記部(登記部) 登記日(登記日) 登記番号(登記番号) 権利者(権利者) ○●●●市○町○丁目0-0			

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①法務局が発行した建物の登記であること
- ②「表題部(一棟の建物の表示) 所在」が新築した住宅の所在地と一致すること
- ③「表題部(専有部分の建物の表示) ①種類」が「居宅」又は「共同住宅」を含むこと
- ④「表題部(専有部分の建物の表示) ③床面積」が50㎡以上であること
- ⑤「表題部(専有部分の建物の表示) 原因及びその日付」において「新築住宅」であることが確認できること
- ⑥所有権保存登記されているもの

【補 足】

□ 併用住宅について

併用住宅については、住宅部分の床面積が50㎡以上であるものが対象となります。
ただし、二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請した住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求め場合があります。



こどもエコすまい
支援事業

第3章

補助
対象事業

A

注文住宅の新築

更新履歴

今後手引きを更新した場合は、こちらに更新内容を記載します。

No	更新日	更新ページ	更新内容